

○財務省告示第四十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十八年一月五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行価格
利付国庫債券（十年）（第三百四十一回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱	いによる発行	円 五十九億八千八百九十五万四千	円 五十九億八千八百九十五万四千	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成二十八年一月五日	額面金額百円につき百円二十銭

十二

の経過
払込み

各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{16}{365}$$

十三

初期
利子

平成二十八年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.3}{1}$$

十四

第二期
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成三十七年十二月二十日

十五

償還
金額

額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成二十八年一月五日

十八

払込
期日

平成二十八年一月五日